

チェコ
商標法

2003年12月3日法令集法律第441/2003号

2004年4月1日施行

目次

第I部 商標

第I章 総則

商標の定義

第1条 商標を構成する標識

第2条

第3条

保護の拒絶理由

第4条

第5条

第6条

第7条

第II章 商標の効果

第8条 商標によって与えられる権利

第9条 辞書における商標の掲載

第10条 商標の効果の制限

第11条 商標権の消尽

第12条

第III章 商標の使用

第13条 商標の使用

第14条 商標不使用の効果

第IV章 財産権としての商標

所有者の変更

第15条

第16条

第17条 その他の権利

第18条 ライセンス

第V章 出願

第19条 登録出願

第20条 出願日

第VI章 出願手続

第21条 方式審査

第22条 実体審査

第23条 出願の公告

意見と異議申立

- 第 24 条 意見
- 第 25 条 異議申立
- 第 26 条 異議申立手続
- 第 27 条 出願の修正
- 第 28 条 登録
- 第 VII 章 商標登録の存続期間と更新
- 第 29 条 商標登録の存続期間と更新
- 第 VIII 章 放棄，取消及び無効
- 第 30 条 商標権の放棄
- 第 31 条 取消
- 第 32 条 無効
- 第 33 条 取消及び無効の効果に関する特別規定
- 第 34 条 取消又は無効宣言の手続
- 第 IX 章 団体商標についての特別規定
- 第 35 条 団体商標
- 第 36 条 団体商標の登録出願の要件
- 第 37 条 団体商標出願の審査
- 第 38 条 団体商標登録による権利
- 第 39 条 団体商標登録によって与えられた権利の制限
- 第 40 条 団体商標登録の取消及び無効
- 第 X 章 庁での手続についての一般規定
- 第 41 条 提出物
- 第 42 条 審判請求
- 第 43 条 原状回復
- 第 44 条 登録簿及び公報
- 第 45 条
- 第 XI 章 国際事項
- 第 46 条
- 国際登録出願
- 第 47 条
- 第 48 条
- 第 XII 章 共同体商標に関する欧州共同体の法律による商標登録
- 共同体商標
- 第 49 条
- 第 50 条 国内商標出願への変更
- 第 51 条
- 第 XIII 章 経過規定，権限規定及び廃止
- 第 52 条 経過規定
- 第 53 条 権限規定
- 第 54 条 廃止

第 II 部 裁判所及び裁判官についての法の修正
第 55 条

第 III 部 施行
第 56 条

第 I 部 商標

第 I 章 総則

商標の定義

第 1 条 商標を構成する標識

本法において商標とは、特に個人の名称を含む単語、色彩、図案、文字、数字及び商品若しくはその容器の形態を含め、視覚的に表示可能な一切の標識で構成され得るものと定義される。ただし、かかる標識が特定の事業の商品若しくはサービスを別の事業の商品若しくはサービスから識別させる能力を有することを条件とする。

第 2 条

次に掲げるものは、チェコ共和国の領域において保護される。

(a) 工業所有権庁(以下「庁」という。)に備える商標登録簿(以下「登録簿」という。)に登録された商標(以下「国内商標」という。)

(b) 標章の国際登録に関するマドリッド協定又は同マドリッド協定の議定書に定義される国際出願に基づいて世界知的所有権機関の国際事務局に備える登録簿にチェコ共和国での効力を有するものとして登録された商標(以下「国際商標」という。)

(c) 共同体商標に関する欧州共同体理事会規則(以下「理事会規則」という。)に基づき欧州共同体商標意匠庁に備える登録簿に登録された商標(以下「共同体商標」という。)

(d) 工業所有権の保護に関するパリ条約(以下「パリ条約」という。)第 6 条の 3 及び知的所有権の貿易関連の側面に関する協定第 16 条の意味でのチェコ共和国の領域内で周知の商標(以下「周知商標」という。)

第 3 条

本法の適用上、優先権主張(第 20 条)との関係での「先の商標」とは、次のものを意味する。

(a) 先の出願日を有する場合における、次の登録商標

1. 国内商標
2. 国際商標
3. 共同体商標

(b) 理事会規則第 34 条の意味で、(a)1 及び 2 に掲げる先の商標からの優先性の有効な主張を有する共同体商標。当該先の商標がその所有者によって放棄されたか又はその他の理由により効力を失った場合を含む。

(c) (a) 及び (b) についての登録出願がなされた商標。かかる商標が登録された場合に限る。

(d) 保護開始日が後続商標の出願日より前である周知商標。その保護が後続商標の出願日現在未だ存続している場合に限る。

保護の拒絶理由

第4条

次に掲げるものは登録されない。

- (a) 第1条に掲げる商標の定義に該当しない標識
- (b) 識別性を有していない標識
- (c) 取引において、商品若しくはサービスの種類、品質、数量、用途、価値、原産地、製造時期若しくは供給時期又はその他の特徴を指定するものとして機能し得る標識若しくは表示のみから成る標識
- (d) 日常言語において又は誠実に確立された取引習慣において常用されるようになった標識若しくは表示のみから成る標識
- (e) 製品それ自体の性質から帰結されるか、製品の技術的成果を得るために必要であるか又は製品に実質的価値を与える、形状のみから成る標識
- (f) 公序良俗に反する標識
- (g) 主に商品又はサービスの性質、品質若しくは原産地に関して公衆を欺くような性質を有する標識
- (h) ぶどう酒又は蒸留酒に使用される、実際の原産地と異なる地理的表示を含む標識
- (i) 権限ある官庁の許可を得ずにパリ条約第6条の3によって保護される紋章等を含む標識
- (j) パリ条約第6条の3に述べるもの以外の楕型紋章その他の紋章若しくは記章を含む標識で、その使用が特別な公共の利益に係り、権限ある官庁から登録についての同意を得ていないもの
- (k) 高度の象徴的価値を有する標識、特に宗教的象徴を含む標識
- (l) 使用が他の法律規定に違反する、又は国際条約の規定によるチェコ共和国の義務に違反する標識
- (m) 商標登録の出願(以下「登録出願」という。)が誠実になされていないことが明らかな標識

第5条

第4条(b)から(d)までに掲げる標識は、出願人が、その標章の登録前に当該標識が取引におけるその使用の結果として登録の対象とする自己の商品若しくはサービスに関して識別性を取得するに至ったことを証明する場合は、登録簿への登録を受けることができる。

第6条

標識は、別の所有者若しくは出願人が同一の商品又はサービスに関して登録出願をしている若しくは登録を受けている先の商標と同一である場合は登録簿への登録を受けることができない。ただし、当該先の商標の所有者又は登録出願人が後の商標の登録簿への登録について書面で同意した場合はこの限りでない。

第7条

(1) 登録出願された標識は、次の何れかの者から登録簿への商標の登録に対する異議申立(以下「異議申立」という。)が庁に対して提起されたときは、登録簿に登録されない。

(a) 登録出願された標識の先の商標との同一性若しくは類似性及び当該標識と商標の対象とする商品又はサービスの同一性若しくは類似性の故に公衆を誤認させる虞がある場合における当該先の商標の所有者。かかる誤認の虞には、先の商標との関連性の虞も含む。

(b) 登録出願された標識の対象とする商品若しくはサービスが当該標識と同一若しくは類似の先の商標の対象である商品若しくはサービスと類似していないものの、先の商標がチェコ共和国において定評を得ており、出願標識の使用が正当な理由なしに先の商標のかかる評判を不当に利用するか又は先の商標の識別性を侵害するであろうと認められる場合における当該先の商標の所有者

(c) 登録出願された標識の先の商標である周知商標(以下「先の周知商標」という。)との同一性若しくは類似性及びそれぞれの対象とする商品又はサービスの同一性若しくは類似性の故に公衆を誤認させる虞がある場合における当該先の周知商標の所有者。かかる誤認の虞には、先の周知商標との関連性の虞を含む。

(d) 登録出願された標識の対象とする商品若しくはサービスが当該標識と同一若しくは類似の先の周知商標の対象である商品若しくはサービスと類似していないものの、先の周知商標がチェコ共和国において定評を得ており、出願標識の使用がその対象とする商品若しくはサービスと先の周知商標の所有者の関係を示唆する場合における当該先の周知商標の所有者

(e) 登録出願された標識の対象とする商品若しくはサービスが当該標識と同一若しくは類似の先の商標である共同体商標(以下「先の共同体商標」という。)の対象である商品若しくはサービスと類似するものではないものの、先の共同体商標が欧州共同体において定評を得ており、出願標章の使用が正当な理由なしに先の共同体商標のかかる評判を不当に利用するか又は先の共同体商標の識別性を侵害するであろうと認められる場合における当該先の共同体商標の所有者

(f) チェコ以外のパリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国で登録された商標の所有者の経済的利益の保護を委託されたパリ条約第 6 条の 7 所定の代理人、代表者等(以下「代理人」という。)が所有者の同意を得ることなく自己の名義で標識の登録出願を行った場合における当該他国での登録商標の所有者。ただし、代理人が当該出願について正当な理由を有する場合はこの限りでない。

(g) 登録出願された標識と同一であるか又は類似しかつ登録出願された標識の対象とする商品若しくはサービスと同一であるか又は類似する商品若しくはサービスについて単なる狭い地域の範囲を超える商業活動の中で使用されている非登録の標識で、それについての権利が登録出願された他者の標識の出願日よりも前に取得されているものの所有者

(h) 自己の名称に対する権利又は自己の人格権が登録出願された標識によって侵害される虞のある者、又はかかる権利の侵害を理由とした請求権を有する者

(i) 著作権によって保護された作品が登録出願された標識によって侵害される虞がある場合における当該著作権の所有者

(j) 先の工業所有権が登録出願された標識の使用によって侵害される虞がある場合における当該先の工業所有権の所有者

(k) 標識の登録出願が信義に反してなされた場合において、当該登録出願によって自己の権利が侵害される者

(2) (1)(a), (b), (e)及び(f)に基づく異議申立は、それら各号に言及する商標の出願人も申し立てることができる。

(3) (1)の規定に基づく異議申立を提起する権利を有する者(以下「異議申立人」という。)が異議申立の後に異議申立の対象である登録出願標識の登録簿への登録に同意した場合は、異議申立は取り下げられたものとみなされ、庁は異議申立手続を終了する。

第11章 商標の効果

第8条 商標によって与えられる権利

(1) 商標の所有者は、当該商標の対象とする商品又はサービスに関して当該商標を使用する排他的権利を有する。商標の所有者は、商標に関する自己の権利を登録簿の写しによって又は登録証によって証明するものとする。商標の所有者は、自己の商標に の記号を付す権利を有する。

(2) 本法(第10条及び第11条)に別段の規定がない限り、第三者は、商標所有者の同意を得ることなく、取引の過程で次に掲げる行為を行ってはならない。

(a) 登録商標と同一の標識を当該登録商標の対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスについて使用すること

(b) 標識が登録商標と同一であるか若しくは類似しかつ両者の対象とする商品若しくはサービスが同一であるか若しくは類似する故に、公衆を誤認させる虞がある場合(公衆に登録出願された標識と登録商標との関係についての誤解を生じさせる虞がある場合を含む。)におけるかかる標識の使用

(c) 標識が対象とする商品若しくはサービスが当該標識と同一若しくは類似の商標の対象である商品若しくはサービスと類似していないものの、かかる商標がチェコ共和国において定評を得ており、標識の使用が正当な理由なしに当該商標の評判を利用するか又は先の商標の識別性を侵害するものであると認められる場合におけるかかる標識の使用

(3) 段落(2)との関係において、取引の過程での使用とは、特に次に掲げる行為を意味する。

(a) 商品そのもの又は商品の包装に標識を付す行為

(b) 標識の下になされる、商品の販売申出、市場への投与、かかる目的での貯蔵又はサービスの申出若しくは提供

(c) 標識の下での商品の輸入又は輸出

(d) 業務用書類や宣伝広告での標識の使用

(4) 商標権が侵害された場合、商標の所有者は進行中の若しくは行われようとしている侵害行為の差止又は侵害行為の結果についての救済を命じるよう裁判所に請求することができる。商標権侵害についての金銭的補償を含め適切な補償を要求することができ、不当利得返還請求及び損害賠償請求を妨げられない。

(5) 商標の所有者はまた、当該商標の登録出願の公告以後になされた行為によって生じた損害の賠償を請求することができる。裁判所は、商標が登録簿に登録された後に本案についての決定を行うものとする。

(6) 商標の所有者は、第三者が商品又はサービスを市場に出している又は市場に出そうとしており、それら商品又はサービス自体に又はそれらの包装若しくは付属文書に当該商標所有者の商標と同一又は類似する商標を付す場合、かかる第三者に対して当該商品又はそれら商品若しくはサービスの付属文書の出所についての情報を提供するように求める権利を有する。かかる権利についての決定権は裁判所に属する。訴訟によることが侵害の重大性又は侵害の

危険性に照らして均衡を欠く場合は、裁判所は訴えを却下することができる。

(7) 商標の所有者は、裁判所に対して、自己の商標権を侵害し若しくは危険に陥れている第三者に、製造若しくは販売が本法によって保護される自己の権利を侵害し又は危険に陥れる当該第三者の商品を市場から撤収若しくは廃棄すること又は本法によって保護される自己の権利を侵害し若しくは危険に陥れる活動に専ら若しくは主として使用されている若しくは使用される予定である材料及び道具を廃棄することを命じるよう請求することができる。裁判所は、請求の向けられた者が当該商品の所有者でない場合又は当該商品による請求人の権利に対する侵害若しくは侵害の危険が他の方法で除去することができかつ商品の破壊が請求人の権利の侵害若しくは侵害の危険に比して均衡を欠く場合は商品廃棄の命令を出してはならない。商品に付された模造若しくは偽造の商標の除去を当該商品が市場に出される前に命じることは例外的な場合にのみ許される。

(8) 商標がその所有者の同意を得ることなしに代理人の名称で登録されている場合(かかる商標を、以下「代理人の名称で登録された商標」という。)は、当該商標の所有者はかかる代理人に対して当該商標の使用を止めるよう請求することができる。ただし、代理人が当該商標を使用する正当な権利を有する場合はこの限りでない。

第9条 辞書における商標の掲載

辞書、百科事典その他類似の参考書における登録商標の掲載により当該商標は商品若しくはサービスの一般名称であるとの印象が与えられている場合は、当該商標の所有者はかかる辞書、百科事典若しくはその他類似の参考書の出版者に対して、当該出版物の次の版での最新の当該商標の掲載において当該商標が登録商標である旨の表示を付すよう要求することができる。

第10条 商標の効果の制限

(1) 商標の所有者は、誠実な取引習慣、道徳又は健全な競争原則に従って使用されている限り、第三者が取引過程において次に掲げるものを使用することを禁止する権利を有さない。

(a) 当該第三者の姓名、企業名称、商号又は住所

(b) 商品の種類、品質、数量、用途、価値、原産地、製造時期又はサービスの提供時期、又は商品若しくはサービスのその他の性質

(c) 商品若しくはサービスの用途、特に付属品若しくはスペア部品としての用途を指摘するのに必要な標識

(2) 商標の所有者は、自己の商標と同一若しくは類似の標識が自己の商標の登録出願日より前に創作されかつチェコ共和国の法律に従って使用されている場合、取引過程におけるかかる標識の使用の継続を許容しなければならない。

第11条 商標権の消尽

(1) 商標の所有者は、自己の商標の下にチェコ共和国の市場に所有者が自ら出したか又は自己の同意の下に出された商品については当該商標の使用を禁止することはできない。

(2) 商標の所有者は、自己の商標の下に欧州共同体の加盟国又は欧州経済地域の締約国の市場に所有者が自ら出したか又は自己の同意の下に出された商品については当該商標の使用を禁止することはできない。

(3) (1)及び(2)の規定は、商標の所有者が当該商品についての自己の商標の使用を禁止する正当な理由を有する場合、特に商品の状態がそれらが市場に出された後に悪化その他変容した場合は適用されない。

第 12 条

(1) 先の商標の所有者又は第 7 条(1)(g)に掲げる先の標識の所有者若しくは使用者は、自己が同一若しくは類似の後の商標の使用を知った日から 5 年間当該後の商標の使用を容認した場合は、当該後の商標の登録取消の請求(第 32 条)も又はその使用の禁止の請求も行うことができない。ただし、当該後の商標の登録出願が誠実になされなかった場合はこの限りでない。

(2) 後の商標の所有者は、自己の商標と同一若しくは類似する先の商標の所有者が自己の商標権を行使する権利を認められない場合においても、かかる先の商標の使用を禁止し又はその登録の取消を求める権利を有さない。

第 III 章 商標の使用

第 13 条 商標の使用

(1) 商標の所有者が、その商標の登録から 5 年以内に当該登録において対象とされた商品若しくはサービスに当該商標を実際に使用しないか、又はそのような使用が継続して 5 年間停止された場合は、かかる不使用についての正当な理由が示されない限り、当該商標は本法(第 14 条及び第 31 条)に定める制裁の対象となる。

(2) (1)の適用上、商標の適正な使用には、次の各形態が含まれる。

(a) 登録商標の識別性を変えない範囲において変更された商標の使用

(b) 輸出目的のみでの商品若しくはその包装への商標の貼付

(3) ライセンス契約(第 18 条)に基づく商標の使用及び権限を有する者による団体商標の使用は所有者による使用を構成するものとする。

第 14 条 商標不使用の効果

(1) ある商標は、先の商標が第 13 条に規定される使用要件を満たさない場合は、当該先の商標を理由として登録を拒絶されないものとする。

(2) 先の商標がその登録対象となっている商品及びサービスのすべてについては第 13 条に定める使用要件を満たしていない場合、かかる先の商標は、その使用されている商品及びサービスの範囲でのみ後の商標の登録拒絶の根拠を構成する。

第 IV 章 財産権としての商標

所有者の変更

第 15 条

(1) 商標は、その登録対象となっている商品又はサービスの全部若しくは一部についてそれらが使用される事業と切り離して譲渡することができる。商標の譲渡は書面契約の形でなさ

れなければならない。

(2) 商標はまた、特定法の定めに従って新所有者に移転されるものとする。

(3) 商標の譲渡若しくは移転は、その登録簿への登録と同時に発効する。商標の譲受人は、当該商標の譲渡若しくは移転の登録請求が庁に提出された時から庁に対する行為を行うことができる。譲渡若しくは移転の契約当事者は、当該譲渡若しくは移転の登録を請求することができ、移転の場合は、法定承継人が移転の登録を請求することができる。当事者及び商標に係る商標譲渡 / 移転の登録請求の要件は実施規則に規定する。

(4) (1)から(3)までの規定は登録出願の譲渡若しくは移転に準用する。

第 16 条

パリ条約の締約国において登録されている商標の所有者は、当該登録が代理人の名称で登録されている場合は、自己を商標所有者として表示するよう登録簿の記載を変更すべきことを求める権利の確認を裁判所に請求することができる。裁判所は、当該代理人が自己の名称での登録の正当性を主張してその証拠を提出する場合、所有者の請求を却下する。名義人の変更を認める裁判所の確定判決があった場合、庁は登録簿に記載された商標所有者を変更し、これをチェコ工業所有権公報(以下「公報」という。)で公告する。当事者と商標に係る商標所有者の変更登録請求についての要件は実施規則に定める。

第 17 条 その他の権利

(1) 商標は担保権の目的とし、強制執行の対象とし、又は破産手続及び強制和議手続の対象とすることができる。

(2) 要求があった場合、庁は(1)に規定する事実を、登録請求の時から 1 月以内に登録簿に登録する。当事者と商標に係る登録請求の要件は実施規則に定める。

(3) 商標に対する先取特権は、他の特定法に別段の規定がない限り、登録簿への登録の時から第三者に対する効力を備える。

第 18 条 ライセンス

(1) 商標使用の権利は、当該商標の登録対象となっている商品及びサービスの全部又は一部につき特定の法規則に定める要件に従って結ばれるライセンス契約により付与することができる。ライセンスは排他的ライセンス又は非排他的ライセンスとして付与することができる。

(2) 商標の所有者は、ライセンス契約の規定に違反した使用権者に対して、そのライセンス期間、商標使用態様、商標使用対象である商品及びサービスの範囲、商標使用の地理的範囲及び / 又は使用権者が商標使用を許される商品又はサービスの質について商標によって与えられた権利を行使することができる。

(3) ライセンス契約は、それが登録簿に登録された時から第三者に対して効力を有する。ライセンス契約の当事者は何れもその登録簿への登録を請求することができる。当事者及び商標に係るライセンス契約の登録簿への登録の要件は実施規則に定める。

(4) ライセンス契約に別段の規定がない限り、商標の使用権者は、所有者の同意を得てのみ商標侵害訴訟を提起することができる。ただし、商標の排他的使用権者は、当該商標の侵害の事実を所有者に通知した時から 2 月以内に所有者が自ら商標権侵害訴訟を提起しない場合は、所有者の同意を得ることなく侵害訴訟を提起することができる。

第V章 出願

第19条 登録出願

- (1) 商標登録の出願は庁に対して行うものとする。登録出願は、各商標毎に行わなければならない。
- (2) 出願書類は次のものを含まなければならない。
 - (a) 登録簿への商標登録を求める願書
 - (b) 出願人が自然人の場合は、名称、住所、及び本籍若しくは送達を受ける場所、出願人が法人の場合は、企業名称若しくは他の名称及び住所(以下「出願人確認情報」という。)
 - (c) 代理人によって手続を行う場合は、代理人を確認する情報
 - (d) 登録を求める商標の対象とする商品又はサービスの一覧
 - (e) 商標の表示
- (3) 出願人は、出願日から1月以内に特定法に従い手数料を納付しなければならない。手数料が所定の期限内に納付されない場合、出願はなされなかったものとみなされる。手数料の納付期限は延長することができず、期限の不遵守は回復することができない。
- (4) 出願商標の対象とする商品及びサービスの一覧には、商標の国際分類による順番に従ってそれぞれの類の番号を記載しなければならない。(3)に述べる出願手数料の金額は、商標登録の対象とする商品及びサービスの国際分類による類数に応じて決定されるものとする。庁は、商品とサービスに関する国際分類を電子手段による入手を可能とする態様で公告する。
- (5) 出願人が第20条に従って優先権を主張する場合、出願人は願書において、優先権の根拠となる先の出願の出願日及び当該先の出願のなされた国を明記するものとする。出願人が複数の先の出願に基づいて優先権を主張する場合、出願人は、商品及びサービスの各々についてどの出願に基づいて優先権を主張するかを特定しなければならない。
- (6) 願書には、出願人又はその代理人が署名しなければならない。
- (7) 出願書類中の商標の表示に関する具体的な要件については実施規則で定める。

第20条 出願日

- (1) 出願人は、出願日から、同一若しくは類似の商品又はサービスを対象とした同一若しくは類似の商標について遅れて登録出願する一切の第三者に対して優先権を認められる。
- (2) 出願人はパリ条約に基づく優先権を主張する場合それを願書に記載し、出願日から3月以内に証拠を提出しなければならない。かかる要件を満たさない場合、庁は優先権を認めない。優先権はパリ条約の締約国又は世界貿易機関の加盟国でなされた出願に基づいて主張することができる。先の出願を行った国がパリ条約の締約国でも世界貿易機関の加盟国でもない場合は、優先権は相互主義に基づいてのみ与えられる。優先権の証明期間は延長することができず、期間の不遵守は回復することができない。
- (3) 出願人の請求を受けた場合、庁は優先権付与についての証明書(優先権証書)を発行する。

第VI章 出願手続

第21条 方式審査

- (1) 庁は、出願が第19条に規定する要件を満たしているか否かを審査する。

(2) 出願が第 19 条(1)，(2)及び(4)から(6)までの要件を満たしていない場合，庁は出願人に対して所定期間内に瑕疵を是正するよう求めるものとする。是正のための期間は 15 日未満であってはならない。

(3) 出願が第 19 条(1)，(2)，(4)及び(6)の要件を満たさない場合，庁は出願を拒絶する。

(4) 納付された手数料が第 19 条(4)の規定による金額に不足する場合，庁は，第 19 条(3)に定める期限の経過後，出願人に対して不足額を支払うよう要求し，そのための 15 日の期間を設定する。不足額がこの期間内に納付されない場合，出願は納付された金額に対応する類の商品及びサービスのみについてされたとみなされる。対応する類の商品及びサービスが明らかでない場合，出願されたとみなされる商品及びサービスの類は願書における記載の順に定まるものとする。納付された手数料が 1 の類の商品若しくはサービスについての出願に必要な金額にも足りない場合は，手数料は納付されなかったとみなされ，庁は出願人に納付額を返還する。

第 22 条 実体審査

(1) 登録出願のなされた標識が第 4 条又は第 6 条に規定する登録要件を満たさない場合，庁は登録を拒絶する。登録出願された標識が一定の商品又はサービスについてのみ登録要件を満たさない場合は，庁はそれら商品又はサービスについてのみ出願を拒絶する。庁は，これら出願拒絶に関する決定について公報で公告する。

(2) 登録出願された標識が他者によって先に登録出願され又は登録された先の商標の要素を含み，これによって先の商標と誤認させる虞がある場合，庁は出願を拒絶する。ただし，先の商標の所有者又は出願人が後の商標の登録簿への登録に書面による同意を与える場合はこの限りでない。

(3) 登録出願された標識が識別性を有していない要素を含み，それ故に当該商標の保護の範囲に疑義が生じ得る場合は，出願人は保護を求める商標要素の範囲を限定することができ，この場合，庁は，出願と共にかかる保護範囲の限定を公告する(第 23 条参照)。出願人による保護範囲の限定は取り消すことができない。

(4) 出願拒絶の決定の前に，庁はその出願拒絶の理由とする事由について出願人に意見を述べる機会を与えるものとする。

第 23 条 出願の公告

本法に定める要件が満たされている場合，庁は公報において出願を公告する。

意見と異議申立

第 24 条 意見

(1) 何人であれ，商標が登録簿に登録されるまではいつでも，特に第 4 条又は第 6 条に定める理由に基づいて，書面により意見を提出することができる。庁は，商標登録の可否を決定するに際し，提出された意見を考慮するものとする。意見を提出した者は，その行為によって出願手続の当事者となるものではない。

(2) 庁は，出願人に対して，提出された意見とそれについての検討結果を通知するものとし，出願人は庁の定める期間内に意見についての答弁書を提出することができる。庁は，意見を

提出した者に対してそれについての検討結果を通知するものとする。

(3) (1)に述べる意見は、第 7 条に規定する理由に基づいて提出することができない。意見の提出は実施規則に定める要件を満たさなければならない。

第 25 条 異議申立

(1) 第 7 条に規定される者は、出願公告後 3 月以内に異議を申し立てることができる。異議申立は第 7 条に定める理由に基づいて提起することができる。異議申立についての期限は延長することができず、申立期間の不遵守は回復することができない。

(2) 異議申立は書面で行う必要があり、異議申立の理由を申立書に記載し、その証拠が提出されなければならない。庁は、異議申立又はそれを支持する証拠についての修正が(1)に定める期限の経過後に提出された場合、かかる修正を考慮してはならない。異議申立人は、異議申立とともに特定の法に定める手数料を納付しなければならない。手数料が納付されない場合、異議申立は提起されなかったとみなされる。

(3) 異議申立についての詳細な要件は実施規則に定める。

第 26 条 異議申立手続

(1) 申し立てられた異議の理由が消滅した場合、庁は異議申立手続を終了させる。この場合、庁は異議申立手続終了の決定を出願人と異議申立人の両者に送付する。

(2) 異議申立が申立期間内に提起されないか、第 7 条に掲げる者によって提起されないか、又は異議申立書に理由が記載されないか若しくは証拠が提出されない場合、庁は異議申立を却下する。

(3) 庁が(1)に基づき異議申立手続を終了させずかつ(2)に基づく異議申立の却下も行わない場合、庁は異議申立の内容について出願人に通知すると共に出願人が異議申立に対して答弁書を提出すべき期限を設定する。庁はまた、異議申立人と出願人に対して庁の設定した期限内に異議申立について話し合いによる解決を行うよう勧奨することができる。異議申立が取り下げられた場合は、庁は異議申立手続を終了させる。出願人が庁の定めた期限内に異議申立に対する答弁書を提出しない場合、庁は提出済みの書証に基づいて異議申立についての決定を行う。

(4) 登録出願された商標が法によって保護される第 7 条に掲げる者の権利を侵害するものではないと庁が認定する場合、異議申立は却下される。

(5) 異議申立手続において、登録出願された商標がその登録出願において対象とする商品若しくはサービスの一部について登録要件を満たしていないと庁が認定する場合、出願は登録要件が満たされない商品又はサービスについてのみ拒絶されるものとする。

(6) 出願拒絶又は異議申立却下の決定は庁から出願人及び異議申立人の両者に文書で通知される。更に、庁は、出願拒絶又は異議申立却下について公報で公告する。

第 27 条 出願の修正

(1) 別段の規定がない限り、出願後に出願を変更することはできないものとする。特に、商標の対象として掲げられた商品及びサービスの拡張は認められない。

(2) 出願書類は、出願人の姓名、企業名称若しくは商号、住所、本籍若しくは所在地の誤り、方式上の誤り、書き間違い、その他の明白な過誤に限って、出願人の申立によって修正する

ことができる。ただし、かかる修正は事実に適合したものでなければならず、かつ出願商標に実質的な変更をもたらすものであってはならない。修正が出願商標又はその対象とする商品若しくはサービスの一覧に影響を与え、かつ出願公告の後になされる場合、修正後の出願について再度公告がなされるものとする。

(3) 出願人はいつでも出願を取り下げることができる。出願が取り下げられた場合、庁は手続を終了し、納付済みの手数料は返還されない。

(4) 出願人はいつでも、出願書類に含まれる商品又はサービスの一覧の内容を減縮することができる。かかる減縮は撤回することができない。

(5) 商標が登録簿に登録されるまで、出願人は、複数の商品及びサービスについての商標登録出願を分割することができる。この場合、原出願に含まれた商品とサービス以外の商品若しくはサービスが分割後の出願の対象に含まれていない限り、原出願に認められた優先権は分割後の出願にも認められるものとする。出願人は、原出願から分割後の出願について、特定の法規則の定めるところに従い手数料を納付する義務を負う。

(6) 出願人、その代理人、手続遂行及び出願商標の情報に係る出願の修正と分割の請求の要件は実施規則に定める。

(7) (1)及び(2)の規定は登録商標に準用する。

第 28 条 登録

(1) 出願が本法の要件を満たし、出願が取り下げられず、かつ異議申立が第 25 条(1)に定める期限内に提起されないか又は申し立てられた異議が確定決定によって却下されるか又は異議申立手続が確定決定によって終了される場合、庁は当該商標を登録日を明記して登録簿に登録し、商標所有者に対して商標登録証を発行する。

(2) 庁は、商標の登録を公報によって公告する。

(3) 商標登録は、商標が登録簿に登録された日をもって発効する。

第 VII 章 商標登録の存続期間と更新

第 29 条 商標登録の存続期間と更新

(1) 商標登録の存続期間は出願日から 10 年間とする。商標所有者が更新を請求しない場合、商標登録は上記期間の満了と共に失効する。

(2) 所有者が請求した場合、商標登録は更に 10 年の有効期間をもって更新される。商標所有者が更新請求を行う場合、特定の法規則に定める手数料を納付しなければならない。更新請求は登録の効力満了日の 12 月前から行うことができるが、遅くとも登録満了日までに行わなければならない。登録更新請求の要件は実施規則に定める。更新請求の期限は延長することができず、期限の不遵守は回復することができない。

(3) 手数料が納付されないか又は金額が不足している場合、庁は商標所有者に対して庁の指定する期限までに手数料を納付するか又は不足額を補うよう求めるものとする。指定した期限内に手数料が納付されないか又は不足額が補填されない場合、更新請求はされなかったとみなされる。この場合、庁は納付された一部手数料を出願人に返還する。

(4) 所定の更新期間内に更新請求を行わなかった所有者は、登録満了日から 6 月間、(2)に述べる手数料の 2 倍の金額を支払うことによって更新請求を行うことができるものとする。

(5) (2)又は(4)に定める期間以外になされた更新請求は効力を有さない。この場合、納付された手数料は出願人に返還される。

(6) 更新請求が登録商標の対象とされている商品又はサービスの一部のみについてされた場合、登録はかかる部分についてのみ更新される。

(7) 登録の更新は商標登録の満了日から効力を生じる。庁は更新を登録簿に記載し公報により公告する。

第 VIII 章 放棄，取消及び無効

第 30 条 商標権の放棄

(1) 登録商標の所有者は、その登録商標の対象とされている商品及びサービスの全部又は一部について、書面をもって商標権の放棄を行うことができる。かかる商標権の放棄は、放棄書が庁に提出された日をもって効力を生じる。放棄は撤回することができない。庁は商標権の放棄を登録簿に記載し、公報で公告する。

(2) 登録商標の所有者は、庁に対して書面で請求することにより、登録商標の一部要素について保護の範囲を限定することができる。庁は、本法に定める要件の遵守を考慮に入れて保護範囲の限定について決定する。保護範囲の限定は撤回することができない。

第 31 条 取消

(1) 庁は、次の何れかの場合、第三者の請求に基づき開始された手続において商標登録の取消決定を行うことができる。

(a) 登録商標がその対象とする商品又はサービスについて過去 5 年以内に適正に使用されておらずかつかかる不使用について正当な理由が存在しないこと。登録商標の不使用が 5 年間継続した後で取消請求の提起される前 3 月内に開始され又は再開された使用は、当該使用の開始若しくは再開の準備が当該登録商標の取消請求がなされるであろうことを商標所有者が知った後に始めてなされた場合は、なかったものとみなされる。

(b) 登録商標の所有者による履行若しくは不履行の結果として、当該商標がその登録における対象である製品若しくはサービスについての一般名称となっている場合

(c) 登録日後に商標がその対象である商品若しくはサービスについて所有者により又は所有者の同意の下に使用された結果として、特にそれら商品若しくはサービスの性質、品質又は原産地に関して、公衆の誤解を生じさせる虞が生じていること

(2) 商標の使用が不正競争行為に当たるとの判決が確定した日から 6 月以内に商標登録取消請求が提起された場合は、庁はその商標の登録を取り消すものとする。商標登録取消請求の提起期限は延長することができず、その不遵守は回復することができない。

(3) 取消の理由が登録商標の対象とされている商品又はサービスの一部にのみ関係する場合は、庁はそのような商品又はサービスについてのみ商標登録の取消を行う。

第 32 条 無効

(1) 商標が第 4 条又は第 6 条に違反して登録されている場合は、庁は、第三者の請求により又は職権によって当該登録の無効を宣言する。

(2) 商標が第 4 条(b)，(c)又は(d)に違反して登録されている場合、当該商標がその対象で

ある商品又はサービスについての登録後の使用の結果として識別性を獲得した場合は、当該商標の登録無効は宣言されないものとする。

(3) 庁はまた、特定の商標につき第 7 条に掲げる者が同条に掲げる理由に基づいて請求した場合も、当該商標の登録無効を宣言する。

(4) 商標登録の無効が宣言された場合、当該商標は登録されなかったとみなされる。

(5) 商標登録の無効は、所有者が当該商標についての商標権を放棄するか又は当該商標が失効した後にも宣言することができる。

(6) 無効原因が登録商標の対象とされている商品又はサービスの一部についてのみ存在する場合、商標登録の無効はそのような商品又はサービスに関してのみ宣言されるものとする。

第 33 条 取消及び無効の効果に関する特別規定

(1) 商標登録の取消及び無効は次に掲げる事項には影響を与えない。

(a) 商標登録の取消又は無効の決定の発効日より前に発効し行使された商標権侵害についての決定

(b) 商標登録の取消又は無効の決定の発効日より前に締結された合意の内、当該(取消又は無効の)決定の発効日より前に履行された部分。ただし、かかる履行による効果が放棄された場合はこの限りでない。

(2) (1)の規定は、商標所有者の損害賠償又は不当利得返還の責任に影響を与えるものではない。

第 34 条 取消又は無効宣言の手続

(1) 商標登録の取消又は無効宣言を求める請求は書面で行い、理由を記載すると共に、証拠を提出しなければならない。特定の法規則に定める手数料が納付されなければ請求は提起されたとみなされない。

(2) 手続当事者及び対象商標に係る取消又は無効宣言の手続の要件は実施規則に定める。

(3) 商標登録の取消又は無効宣言が請求された場合、庁は当該商標の所有者に対して意見を述べるよう求めるものとする。商標所有者が指定された期限内に意見を述べない場合、庁は提出済みの資料に基づいて決定を行う。

第 IX 章 団体商標についての特別規定

第 35 条 団体商標

(1) 団体商標とは、法人の構成員若しくは持分所有者又は団体の構成員の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別させる能力を有する商標で、商標登録出願の時点で団体商標と明示されるものを意味する。

(2) 団体商標の使用条件の違反に対する罰則を含め団体商標使用の条件は、法人の構成員若しくは持分所有者全員又はその他の団体の構成員全員の合意によって作成された書面による団体商標使用規約(以下「団体商標使用規約」という。)に定めるものとする。

(3) 別段の規定がない限り、第 I 章から第 VIII 章まで及び第 X 章の規定は、団体商標の登録出願、出願に基づく手続、団体商標登録による権利及び団体商標の登録の取消及び無効に準用する。

第 36 条 団体商標の登録出願の要件

- (1) 団体商標の登録出願は書面により庁に対して行うものとする。
- (2) 第 19 条に定める要件以外に，団体商標の登録出願においては，当該団体商標を使用する出願人の構成員若しくは持分所有者の特定についての情報を含まなければならない。
- (3) 団体商標の登録出願の際には，団体商標使用規約を添付しなければならない。

第 37 条 団体商標出願の審査

- (1) 庁は，第 21 条から第 27 条までに規定される範囲で団体商標の登録出願についての審査を行い，第 35 条(1)との関係で第 4 条(b)に定める要件の遵守について検討する。
- (2) 請求があった場合，庁は関係の法人の構成員若しくは持分所有者又は団体の構成員の変更について登録簿に記載する。

第 38 条 団体商標登録による権利

- (1) 登録簿に登録された法人の構成員若しくは持分所有者又は団体の構成員は，当該団体商標の対象とされる商品若しくはサービスに当該団体商標を貼付し，又はそれら商品若しくはサービスに関して当該団体商標を使用する排他的権利を有する。
- (2) 団体商標の所有者は，本条に別段の規定がない限り，本法第 11 章の範囲で権利を有する。
- (3) 団体商標の登録を受けた法人の構成員若しくは持分所有者又は団体の構成員は，団体商標使用規約に定める条件の下に(1)に規定する権利を有する。

第 39 条 団体商標登録によって与えられた権利の制限

団体商標についてはライセンスを付与することはできず，また質権の設定若しくは他者への譲渡を行うことはできない。

第 40 条 団体商標登録の取消及び無効

- (1) 団体商標登録の取消については，以下の規定が適用される。
- (2) 庁は，団体商標の登録を受けた法人の構成員若しくは持分所有者又は団体の構成員に団体商標使用規約の重大な違反があった場合においてそれを治癒する当該使用規約の変更の合意が成立しない場合，又は当該法人若しくは団体が存在しなくなった場合，当該団体商標の登録を取り消す。
- (3) 団体商標の取消との関係において，第 32 条の規定が適用され，かつ第 4 条(b)に定める要件の遵守が第 35 条(1)との関係で考慮される。

第 X 章 庁での手続についての一般規定

第 41 条 提出物

庁への提出物はチェコ語で作成するものとする。

第 42 条 審判請求

- (1) 庁の決定に対する審判請求は，決定の送達から 1 月以内に行われるものとする。審判請

求があった場合は、決定の効力は停止する。審判請求の期限は延長することができず、期限不遵守は回復することができない。

(2) 特定の法規則に定める手数料が納付されない場合、審判請求は提起されたとみなされない。

(3) 審判請求の理由は、審判請求後 1 月以内に庁に提出しなければならない。審判請求の理由の提出期限は延長することができず、期限不遵守は回復することができない。

第 43 条 原状回復

(1) 法又は庁の定める期限を遵守することのできなかつた出願人が当該不遵守が自己の責めに帰さない理由によるものであることを証明した場合、庁は、本法に別段の規定がない限り、出願人の請求に基づき権利の回復(「原状回復」)を認めるものとする。

(2) (1)に定める請求は、期限の不遵守を生じさせた原因が除去された時から 2 月以内に、ただし、如何なる場合にも当該行為がなされるべきであった期限から 12 月以内に書面で行われなければならない。出願人は、原状回復を求める書面に期限を遵守できなかつた理由を記載すると共に、なされなかつた行為を行い、かつ特定の法規則に従い原状回復の手数を納付する必要がある。原状回復請求の期限は延長することができず、期限不遵守は回復することができない。

(3) 庁が原状回復請求を認容する場合は、関係の手續終了若しくは権利喪失の効果は生じなかつたものとみなされる。庁は原状回復の決定を公報で公告する。

(4) 期限不遵守による手續の終了から庁による原状回復認容決定の公報での公告の時までに第三者によって誠実に取得された権利は、原状回復認容決定によって影響を受けないものとする。

第 44 条 登録簿及び公報

(1) 庁は、本法、実施規則又は庁の決定に定めるところに従い、商標登録出願についての確定事項及び登録商標についての確定事項を記録した登録簿を保管する。

(2) 登録簿は公開され、何人もそれを閲覧し、それから写し若しくは抄本を作成することができる。請求を受けた場合、庁は、登録簿の謄本若しくは抄本、又は特定の登録事項の証明書若しくは特定の登録事項が存在しないことの証明書を発行するものとする。証明書は、抄本又は謄本と登録簿の記載とが一致していることを証明する。抄本又は謄本を求める申請人は、申請とともに特定の法規則に定める手数料を納付しなければならない。

(3) 請求を受けた場合、庁は、各当局の最終決定に基づき商標登録出願書類に記載された事項の変更若しくは登録商標の登録事項の変更を登録簿に記載する。

(4) 登録簿は電子ファイルの形式で保存され、庁は登録簿の内容を遠隔地からのアクセスを可能とするような態様で公告する。

(5) 登録簿記載事項の詳細は実施規則に定める。

(6) 庁は公報を発行し、そこで主に、商標登録出願、登録商標、商標に関するその他の情報、庁の発表する通知及び一般的情報、及び公衆向けの通知や重要決定を公告する。

第 45 条

(1) 本法に別段の規定がなされている場合を除いて、商標に関する手續には行政手續法の規

定が準用される。ただし、手続の延長、決定の期限及び不履行に対する措置についての規定はこの限りでない。

(2) 庁の最終決定に対しては、特定法に基づき裁判所に提訴することができる。

第 XI 章 国際事項

第 46 条

(1) パリ条約の締約国若しくは世界貿易機関の加盟国に事業所、本籍若しくはその他の活動拠点を有する者又はそれらの国の国民は、チェコの国民又はチェコ共和国に事業所、本籍若しくはその他の活動拠点を有する者と同様に本法に基づく権利を認められるものとする。パリ条約の締約国若しくは世界貿易機関の加盟国の国民でなくかつかかる国に事業所、本籍若しくは他の如何なる活動拠点も有していない者は、相互主義の下にのみ本法に基づく権利を認められるものとする。

(2) チェコ共和国の領域内に事業所、本籍又は他の如何なる活動拠点も有していない者は、商標に係る手続において特定法の定めるところにより代理されなければならない。

(3) (2)の規定は、欧州連合の加盟国若しくは欧州経済地域協定の締約国の国民であってチェコ共和国の領域内に住所を有するか若しくはチェコ共和国の領域内でサービスを提供する自然人、及び欧州連合の加盟国若しくは欧州経済地域協定の締約国の領域内に事業の本拠若しくはその他の事業活動の拠点を有しかつチェコ共和国の領域内に住所を有しているか若しくはチェコ共和国の領域内でサービスを提供している法人については適用しない。これらの者は、庁での手続に関するチェコ共和国での送達宛先であって商標登録出願又は登録商標に関する公式文書の送付を受ける住所を指定しなければならない。

国際登録出願

第 47 条

(1) チェコ共和国に事業所、本籍若しくはその他の活動拠点を有する者又はチェコ共和国の国民である者は、庁を通して、国際条約に従った商標の国際登録出願、又は国際登録の変更登録出願を行うことができる。

(2) 国際登録出願に係る登録出願及び国際登録の変更登録出願についての要件は実施規則に定める。

(3) 国際登録出願である商標登録出願を行う者は、(1)に定める行為に関して国際条約の規定に従い手数料を納付しなければならない。庁は、国際条約に定める手数料の金額を公報で公告する。

第 48 条

(1) チェコ共和国での保護を享受する商標の国際登録は、庁の保管する登録簿になされた国内商標の登録と同じ効果を認められる。

(2) 国際商標登録に対する異議申立の期間は、当該商標が世界知的所有権機関の国際商標公報で公告された月の翌月の初日から起算されるものとする。

第 XII 章 共同体商標に関する欧州共同体の法律による商標登録

共同体商標

第 49 条

共同体商標の出願は、庁に対して行うことができる。庁は、出願日を付与して、当該出願を欧州共同体商標意匠庁に送付する。出願人は、当該出願の受領と送付についての手数料を納付する義務を負う。手数料の金額は実施規則で定める。

第 50 条 国内商標出願への変更

(1) 出願人が正式の送付から 2 月以内に次に掲げる要件を遵守して求める場合、庁は、理事会規則第 109 条の規定に従い、共同体商標の登録出願を国内商標の登録出願に変更することに関する国内手続の請求を処理するものとする。

- (a) 特定の法規則に定める手数料の納付
- (b) 請求書及びその付属書類の翻訳文の提出並びに請求書原本の添付
- (c) チェコ共和国国内での送達宛先の指定
- (d) 実施規則に定める部数の商標の用語若しくは表示の提出

(2) 庁は、請求が理事会規則第 108 条(2)の規定に基づき認容できるか否かを審査する。認容の要件が満たされていないと判断する場合、庁は請求を拒絶する。

(3) 共同体商標登録出願からの変更による国内商標登録出願には、出願日若しくは原出願に由来する優先日、又は理事会規則第 34 条及び第 35 条に基づいて主張された優先性が付与されるものとする。

(4) 庁は、既に登録された共同体商標からの国内登録出願については、特段の要件を要することなく、当該共同体商標登録に認められた優先日を有するものとして登録し、公報においてこれを公告する。

第 51 条

(1) チェコ共和国の欧州連合への加入前に誠実に登録出願がなされた又はかかる加入前の日付の優先権を有する国内登録商標の所有者は、次の何れかの事由が存在する場合、チェコ共和国の欧州連合への加入に基づき効力がチェコ共和国に拡張された共同体商標の使用を禁止する権利を有する。

- (a) 共同体商標が当該国内登録商標と同一であると共に、両商標が対象とする商品及びサービスが同一であること
- (b) 当該の共同体商標と国内登録商標が同一若しくは類似しておりかつその両者の対象とする商品若しくはサービスも同一若しくは類似していることによって公衆を誤認させる虞があること。かかる誤認の虞には、国内商標との関連性の虞を含む。
- (c) 共同体商標が当該国内商標と同一若しくは類似しているが両者の対象とする商品若しくはサービスは同一でもなくまた類似もしていない場合において、当該国内商標がチェコ共和国国内で定評を得ており当該共同体商標のチェコ共和国での使用がかかる国内商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか又はこれを傷付けると認められること

(2) (1)に述べる国内登録商標の所有者は、第 8 条(5)に定める範囲内で、チェコ共和国の領

域内での当該共同体商標の使用によって被った損害の賠償を請求することができる。

第 XIII 章 経過規定、権限規定及び廃止

第 52 条 経過規定

(1) 旧法に基づいて登録された商標は本法の下においても効力を有する。商標の無効宣言を求める訴訟が法規に違反して登録されたことを主張して提起されている場合、当該商標登録の有効性は、その商標が登録簿に登録された時点における適用法に基づいて審査されるものとする。ただし、当該商標の登録が本法の要件に適合している場合は、その無効宣言は発せられないものとする。

(2) 本法は、本法の施行前に完了されていない商標登録出願の手續に適用されるものとする。それら手續においてなされた行為はそのまま本法に基づく審査の対象となる。本法施行前になされた商標登録出願に本法での手續進行に係る瑕疵が存在する場合、庁は、その適切と判断する瑕疵是正のための期限を指定して出願人に当該瑕疵の是正を求めるものとする。

(3) 商標登録出願が本法の施行前に公告されているが本法の施行時に本法第 25 条に定める異議申立のための期間が経過していない場合は、所定期限内に本法第 7 条に基づく登録異議の申立を行うことが可能である。ただし、遅くとも本法の施行時から 1 月以内に申し立てられなければならない。かかる商標の登録簿への登録前に、庁は本法第 1 条、第 2 条、第 5 条及び第 6 条に基づく登録要件の充足性も審査するものとする。

(4) 旧法第 25 条に基づく取消訴訟が本法の施行前に提起されている場合、かかる訴訟は、本法の定める要件を満たしていることを条件にかつ本法に定める効果を伴うものとして、本法に基づく取消訴訟若しくは無効宣言訴訟として審理されるものとする。

(5) 旧法第 25 条(2)及び(3)に基づく商標登録取消訴訟が本法施行前に完了していない場合、当該取消訴訟の原告は、庁の要求に応じて、本法第 13 条に定める意味での先の商標の使用を証明しなければならない。

(6) 旧法第 26 条に基づく商標登録取消請求は、本法施行後 1 年が経過するまで行うことができる。

(7) 旧法の下に登録された団体商標の所有者が未だ特別の法人格を確立していない場合、本法の施行後 1 年が経過するまでにかかる行為を行うことができる。特別の法人格の確立がなされずにその期限が徒過した場合は、団体商標所有者間の関係は共有に関する法の一般規定に従うものとする。

(8) 本法施行前に登録簿に登録された商標に基づく関係は本法の規定に従うものとする。ただし、当該関係の成立及びそれらに起因する請求については当該関係成立時の法律に準拠するものとする。

(9) 法令集法律第 174/1988 号商標法第 18 条に基づく有名商標に関する宣言は、法令集法律第 137/1995 号商標法第 42 条(3)に定める期間効力を存続するものとする。

第 53 条 権限規定

庁は、本法の次の各事項を規律する規則を定める。商標の譲渡及び移転の登録請求についての要件(第 15 条)；商標所有者の変更の登録請求の要件(第 16 条)；先取特権、決定の行使と執行、破産手續及び強制和解の登録の要件(第 17 条)；ライセンス契約の登録請求の要件(第

18 条) ; 登録出願の要件(第 19 条) ; 登録出願に対する意見提出の要件(第 24 条) ; 登録に対する異議申立の要件(第 25 条) ; 出願の修正若しくは分割の請求の要件(第 27 条) ; 商標登録の更新請求の要件(第 29 条) ; 商標の取消又は無効宣言の請求についての要件(第 34 条) ; 登録簿記載事項(第 44 条) ; 国際商標登録の出願要件及び国際商標登録簿における手続の請求要件(第 47 条) ; 共同体商標登録出願の受領及び送付についての手数料額(第 49 条) ; 商標の用語又は表示の部数(第 50 条(1)(d))

第 54 条 廃止

次に掲げる法律は廃止される。

1. 法令集法律第 137/1995 号後の規制の用語での商標法
2. 法令集規則第 213/1995 号商標法施行規則

第 II 部 裁判所及び裁判官についての法の修正

第 55 条

法令集法律第 6/2002 号裁判所，裁判官，鑑定人及び国家司法管理並びにその他若干の法律の修正に関する法律(裁判所裁判官法)の現行第 39 条は第 39 条(1)とし，同法第 39 条(2)として次の規定を加える。

「(2) チェコ共和国において，プラハ市裁判所は共同体商標に関する 1993 年 12 月 20 日の EC 理事会規則第 40/1994 号第 92 条に基づく共同体商標に関する第 1 審裁判所として決定を行う。」

第 III 部 施行

第 56 条

本法は、チェコ共和国の欧州連合への加盟に関する条約の発効日に施行する第 I 部第 2 条(c)、第 3 条(a)3、第 3 条(b)、第 7 条(1)(e)、第 11 条(2)、第 46 条(3)、第 XII 章及び第 II 部を除いて、2004 年 4 月 1 日に施行する。